

令和4年第1回南幌町議会定例会

一般質問（質問者4名）

（令和4年3月8日）

①「新規就農者の受け入れについて」

石川議員

今回、私は町長に1問質問いたします。新規就農者の受け入れについて。本町の基幹産業である農業は、水稻を中心に畑作経営も拡大しており、1戸あたりの平均面積は30ヘクタールを超え、道内有数の耕作面積を有しています。しかしその反面、農家戸数は年々減少しており、令和3年度の農家戸数は160戸、農家人口は691人です。このままだと、あと10年後には100戸ほどになるのではないかとされており、今後いかにして農家戸数を維持していくか、JAをはじめ町内の農家もとても心配している状況であります。

本町での新規就農者は、親元就農と農業生産法人に就職する形で毎年誕生していますが、それでも離農者数を補うほどの数ではありません。新規参入を希望する就農者に対しては特に何も行っていないのが現状だと思います。それは、農地を求める既存の農業者が多いため、新規の方に紹介するほどの農地がないのが一番の理由なのですが、例えば、農業生産法人や大規模農家から土地を借りて就農するような機会は作れないものでありまじょうか。町と農協等が新規参入就農者を求める体制がなければ、就農する機会が生まれれないのではないかと思います。本町は住宅地だけでなく農業をしようとする人にも魅力ある土地柄であるだけに、受け入れ体制の設置が必要ではないでしょうか。

今後、国の政策次第で農地売買の流れが変わる可能性もあり、離農する人が増えるなどその時になって慌てることのないように、今から新規就農者の受け入れ体制を整えておく必要があるのではないかと思います。お考えを伺います。

大崎町長

新規就農者の受け入れについての御質問にお答えします。親元就農をはじめ新規就農者を確保することは、持続可能な農業を推進する上で大変重要であることから、新規就農支援招致サポート事業や新規就農支援住宅の設置などのほか、本年度から新たに、担い手対策奨励事業を実施します。

本町においては、農業生産法人や大規模農家の経営規模拡大の志向が強く、新規参入希望者が農地を求めにくい現状です。

新規参入者が農業経営をしていくためには、認定新規就農者として認定を受けるほか、農地の確保、技術や経営能力、資金の確保等が必要となります。

町内において、先進的な事例もあることから、担い手育成総合支援協議会を中心に、農業生産法人での雇用就農や研修の紹介を行うとともに、農業者に対し、新規就農希望者の研修の受け入れや、農地の確保などのアンケート調査を行い、新規就農者の確保に向けた取組を進めてまいります。

石川議員（再質問）

今回この質問をするために、栗山町の取り組みを聞いてきました。そこでちょっと栗山町についてお話ししたいと思います。栗山町には町、農協、農業委員会、改良区、普及センターなどで組織する栗山町農業振興公社があり、新規就農者の受け入れから農業研修、そして就農への支援を行っており、今までに独身3人、夫婦15組の33名の人たちが入植されているそうです。栗山町では、毎年全国で行われる新・農業人フェアやマイナビ就農フェストなどのイベントに、年十数回出向いて面談したり、農地を担当する農業委員との懇談、面談会、農業体験会を随時開催するなどして、積極的に新規就農者受け入れの推進を行っています。就農希望者は、まず公社において面接を受け、農業に対する意欲を確認されます。そして、研修期間は公社が管理している住宅、7棟12戸を利用することもでき、短期農業体験者には家財道具がそろった専用宿泊施設もあるということです。研修先農家は本人が学びたい作物を栽培する農家にできるだけ沿えるようあつせんしてあげ、特に指導農業士などの資格の有無にはこだわっていないということです。2年間の農業研修の間は、地域おこし協力隊事業を活用した支援や国の次世代人材投資事業資金（準備型）という支援制度などでサポートしているそうです。また、地域になじんでいけるか研修先農家との人間関係、地域農家からの信頼度を研修期間の中で公社が確認していきます。そして研修を修了し、農地を取得し、就農するにあたっては、農業委員会に5年間の農業計画を提出し、農業委員が現場を視察、審査するようになっているそうです。新規就農者のほとんどは、施設、露地などの野菜づくりを希望しており、平均2から3ヘクタールほどの面積規模で営農を行っています。出荷先は、独自で売りたいとする人が多いようですが、農協の出荷については独禁法の絡みもあり縛りはありませんが、5割の方が農協だそうです。年齢は30代から40代、出身地は道内をはじめ、関東、関西、九州など全国から来ており、元農水省職員や国立大学卒業など高学歴の人もいるそうです。公社では、毎年一般農家に向け

意向調査をしたり、農業委員が仲介し情報を仕入れて農家の動向をおさえているそうです。このように、栗山町では農業者の減少をおえるため、いろんなサポート体制を組んでおり、全国から優秀な人材を集めていることから見ても大いに見習うべきではないかと思えます。確かに、中山間地という地形や古くから野菜農家が多いという環境が南幌町とは違うところがありますが、本町としても本町なりのやり方で取り組むことができるのではないのでしょうか。このような取り組みは、栗山町だけでなく、ほかにもたくさんあります。隣の石狩管内にある道央農協では、公益財団法人として農業振興公社を設置して、公社所有の農地1,006ヘクタールの圃場で、1年間基礎的知識の習得と栽培トレーニングを行い、2から3年目には地域の農家の圃場で一緒に作業しながら学び、実践経験を積み上げ、地域の人との信頼関係を構築する研修を行っているそうです。

また、当別町では、花卉栽培農家を主体とした新規就農者を募っています。そして、第三者継承希望農家募集と掲げ、地域の農業を守りたいと。長年培った技術を次世代につなげたい。もう使わない農機具があるので活用してほしいといった農家と新規就農希望者をつなぐ事業を行っているそうです。本町にも町の特産品を生産する人やこだわり栽培を行い、全国的な活動をする人などいますが、その人の代だけで終わらせるのではなく、後継ぎはいないがこの作物を後世につないでいってほしいと本人が希望するならば、その橋渡しとして、当別町のように第三者就農制度を利用して新規就農者を募り、育て、受け継がせてはいかがかと思うのです。そして、地域おこし協力隊の制度を活用し、就農者の研修期間の生活や就労に向けてバックアップしてあげるのはいかがでしょうか。

地域おこし協力隊は、地域ブランドや地場製品の開発、地域おこしの支援だけでなく、農林水産業への従事、住民支援などを行いながら、その地域への定住、定着を図ろうとする総務省が決めた制度です。この制度を活用することで、就農希望者の支援や農業者の確保につなげるうえで大いに役立てるのではないかと思えます。第三者就農だけでなく、研修を受けた新規就農者へあっせんする農地については、町内にある農業法人や大規模農家から例えば30アールとか50アールほどでも借り受け、就農の機会をつくり、軌道に乗れば徐々に拡大していく手助けをしてもいいかと思えます。新規で農業を行うにも、資材や農機具など最低限の準備は必要ですから、その手助けを農業法人や大規模農家の人たちからの支援があるならば可能ではないかと思えます。そういったことも含めて、本町でも町や農協、農業委員会、普及センター、農業法人会などが手を組んで取り組むことができないものか、改めてお伺いいたします。

大崎町長（再答弁）

まず、現在の離農戸数、また新規就農者、経営規模の状況について、ちょっとお答えをしたいと思います。直近5年間での離農戸数は15戸で、新規就農者は、農業生産法人を含め18名就農がされております。毎年、3、4名がUターンなどで親元就農や農業生産法人への雇用就農しており、全国的に後継者・担い手不足が叫ばれる中では、現時点では比較的確保されているほうではないかなというふうに思っております。農業経営者の年齢も39歳以下の方が全体の14%で、その割合は以前よりは上昇傾向にございます。また、経営規模につきましては、個人、法人あわせると、議員言われたとおり31町で大規模化が顕著でございますが、生産者並びに関係者の御努力によりまして、耕作放棄地については現在発生していない状況にございます。加えて、経営規模につきましては、2年前の農業振興ビジョンの策定時に行ったアンケート調査でございますけれども、現状維持または規模拡大の志向は個人経営で76%、法人では100%というような状況でございます。

町の今までの相談といいますか、そういうケースでございますけれども、就農相談でございますが、年に2件程度の就農相談がございます。やはり、施設栽培や有機栽培などを目指すケースが大半でございます。札幌などの町外からの通い型の就農を目指す方も多くございます。その中で、まずは実体験としまして、法人などへの就農研修を進めておりますけれども、なかなかそこまで行きつかないのが現状でございます。やはり、自身の思いと実際の農業の現実には差が出てくるのかなというように感じてございます。先ほど議員の言われました第三者就農制度、これは否定するものでもございません。

地域おこし協力隊につきましては、以前JAさんとも協議をしたことがございまして、また、このたびの第6期総合計画後期基本計画の中でもずいぶん庁内で検討をいたしました。いずれにいたしましても、野菜などの施設栽培であっても、やはりその生活レベルを維持するための農業所得を確保するためには、生産機具や労力、営農技術など高いハードルがあるものと思います。しかし現在、町内でもそういうことにチャレンジされている新規就農者の方もおられます。非常に頑張っておられると思います。町のほうとしましては、まずはそのような新規参入者に対しまして、実際にそのような農地が存在するのか、または出し手がいるのか、または研修の受け入れなどが可能なのか、その辺のアンケート調査を進めてまいりたいと考えております。

石川議員（再々質問）

御答弁いただき、ありがとうございました。いろいろ調査はしていただいている

ということは御理解を察する次第であります。ただ、いかんせん、今はまだ良くても、さっきも言いましたように、これから先どういうふうな形になるかわからないということで、そういうことも危惧しながら今から体制を整備すべきではないかというふうなことでお話をさせているところでございます。本町の今の160戸の農家のほとんどは、米、麦、大豆をはじめとした政府管掌作物を栽培していて、一見安定しているかに見えますけれども、ころころ変わる国の農業政策に毎年振り回されているのも現状であります。ならば、有機栽培や蔬菜、花卉などの高収益作物に取り組んでみてはというふうに思うんですけども、経営面積が広すぎることや米麦中心の土地利用型経営のため、なかなか集約型農業に切り替えるというには踏み込むことができない、そういった人が多いのが現状であります。これでもし、国の政策が大幅に見直されて補助金や交付金が削減されたとしたならば、経営が成り立たなくなる、離農する人が増えるということも十分心配するところであるわけです。先ほどもおっしゃっていましたが、蔬菜や花卉など高収益作物、確かに面積も然りでしょうけれども、集約型作物はさほどそんなに面積も要さない、その中で、高収益をあげて十分やっている人も多くいるわけですし、そういったことから考えても十分考えあわせるべきではないかなというふうに思います。農業法人に就職して、そこから独り立ちする方法というのもありますけども、今の法律の中では妨げとなるものがあると聞きます。それらの法律改正に向け国に働きかけてほしいところでもありますけれども、特区制度を使って本町独自の新規就農制度を行ってもいかなかなという思いもあります。とにかく豊かな自然と景色、都会や空港にも近いというこのアクセス、そして大消費地に近いという、これがやはりこの町に対しての農業者にとっても同じような魅力として感じているところです。先ほど紹介した栗山町や当別町だけでなく、トマト農家を求めている平取町やメロン農家の富良野市、スイカ農家の北竜町、また南幌と似たような農業環境の新篠津村だって新規参入就農者を求めて情報発信しているんですから、もっと本町も力を入れていくべきではないかと思えます。いずれにしても、新規就農者問題は町だけではなくて、関係機関が一緒になって取り組むべき問題であると思えます。既に農協ともいろいろ検討されているということでしたけれども、本当に将来のことを考える中で、これから先、本当に100戸足らずの農家だけでこの農業地帯をおさめていくつもりなのか、再度お考えをお伺いしたいと思えます。大規模農家だけではなくて、小規模農家と混在した中での南幌の農業、農村地帯というのが理想的なものではないかと思うだけに、改めてお伺いいたします。

大崎町長（再々答弁）

石川議員の再々質問にお答えします。農家戸数のお話がありましたけれども、現在のこの規模拡大志向につきましては、私は当面の間は続くものと考えております。したがって、対象農地はなかなか出てきにくいのかなというように思います。議員言われたように、本町の農業は、今まで水稻を中心とした輪作体系の確立によりまして持続的に発展し、特に本年は経営の安定化が図られていると思います。その多くが土地利用型でございまして、後継者は親元就農やUターンなどにより経営継承するケースが大半でございます。そのことが全てではございませんが、結果、生産基盤の確保、また経営の安定化に大きく影響することによりまして、土地改良事業なども円滑に進んでいるのではないかなと思っております。本町で新規就農を考えた場合、議員言われるように水稻につきましては農地や生産基盤の確保などから非常に厳しい現状であるかと思っております。多様な農業が理想でございますけれども、そのような背景もあって、過去から本町ではなかなか新規就農が増えてこないのが実態であろうかなと思っております。先ほども申し上げましたけれども、しかし、町内でチャレンジされている新規就農者もおられますので、その可能性を確認するためにも、まずはそのアンケート調査を行ってまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

① 「生涯学習の新たな機会の開設について」（執行方針分）

熊木議員

本日は教育長と町長に質問いたします。まず教育長に、生涯学習の新たな機会の開設について質問いたします。新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する中で、町民の生涯学習や文化行事への参加の機会が失われ、自分らしく生きがいとゆとりのある生活ができていない方も多いのではないのでしょうか。執行方針の中で、「今日的課題に関する講座の開設など、だれもが安全で安心して参加できる学習機会を提供できるとともに地域の人材情報の共有と活用を一層図ることで、町民が生きがいをもって活動できる機会の創出に努めてまいります。」と述べられていることは町民に希望を与えるものと感じます。コロナ禍であらゆる学習の機会が減少しましたが、このような時だからこそ参加したくなるような魅力的な内容の講演会や、音楽、郷土史、文学などに触れ、人と人とのコミュニケーションが図られ、人生を豊かに過ごせるような町民の学習、研鑽となる講座の開設を計画的に進める必要があると思います。町内には優れた人材が多数おり、多様な学習要望に力を発揮していただけるものと思います。社会教育の推進は町民の一人ひとりが生涯を通じて生き生きと学び続けることを応援することにつながります。新たな講座の開設により参加者が自らサークルなどを創設し、文化の向上につながる企画をどのように考えているか伺います。

小笠原教育長

生涯学習の新たな機会の開設についての御質問にお答えします。本年度より「一人ひとりの『やってみたい、知りたい、学びたい』をつなげよう みんなで楽しく創る なんぼろの社会教育」を基本理念とした第4期社会教育中期推進計画がスタートします。

この計画に基づき、コロナ禍においても、町民の皆さんの一人ひとりの生活をより豊かにし、幸福感が得られる学びの場を提供しなければならないと考えます。

新たな講座の開設については、軽登山やトレッキングなどのコロナ禍における新しい生活様式を取り入れた活動や、インターネット、スマートフォンを活用した、高齢化社会をより豊かにするための講座など、今日的な課題に対応した生涯学習に取り組むため、生涯学習講座の企画・運営に関わっている、ふるさと南幌みらい塾運営委員の意見や各講座の参加者からのアンケートなどを参考に、より多くの町民を対象とした講座内容を検討してまいります。

熊木議員（再質問）

再質問いたします。ただいま教育長に答弁いただいて、大変共感するところが多いです。執行方針に掲げられている内容で大変評価できるのと、具体的なのはどのように進められるのかということで質問をして、その今日的課題の内容について今、答弁いただきました。文化的なものとかを私よく割と多く質問の中に組み入れたんですけれども、やはり今、今日的課題というところで、軽登山とかトレッキング、そして高齢化社会においてインターネットとかいろいろスマホを使った講座とか、そういうものは本当に求められていると思います。ですから、それを計画的に組み入れた形でやっていただけると、すごく参加する方が、この後いろんな形で希望を見出せると思います。このコロナがもう2年も続いて、本当にいろいろ、いろんな面で疲弊して希望を失われているという中では、やはりこういうことを町が示すということで、本当に町民が勇気を持って今後活動していくということにつながると思います。そこで、大人も子どもも皆そうですけども、ネットとかいろいろそういうものをやる中で、やっぱり今、人と人とのコミュニケーションが本当に大事だということに、皆さん気づいておられると思うんですよね。そういう中で、やはり教育委員会、先ほど社会教育のことで、前回の教育大綱のときにまとめられたものも示していただきました。そういう中でも、やっぱりこの大事なことというのは、コミュニケーションを図ること、それが一番大事だということが示されていたと思います。そういう中で、やはりいろんなものを計画的に組み込んでいく、それが大事だということに改めて思います。それで、例えば芸術文化活動の中で、以前、中学校で私、前にも質問いたしましたけれども、クラシックの音楽会などもありました。それは毎年交代でとか、いろんな形で組み入れているんですけれども、そういう単発的な文化行事というものも、やはり今だからこそ本当に求めていると思うんですよね。それで私が思うのは、町内に本当にいろいろな多様な活動をされていて、いろんなことをやられておられる方がおります。そういう人方を、本当に発掘というか、いろいろ活動やっているんですけれども、なかなか町民がそれを共有できないということが残念だなと思います。そういう意味では、以前、うたポロというのがありましたよね。そこに参加されていた方から、発表会などいろいろとなっていたんですけれども、なかなかコロナで継続できなかったということもあって、非常に残念だという思いを持っている方からお話を聞きました。参加された方は、介護をしながら生活をしていて、何とか時間をつくってうたポロに参加することを唯一の楽しみにして、その時に普段なかなか声を出すということが、若い頃と違ってできなくなっていたので、改めてその声を出すことの大切さ、そして全く知らなかった人がそこで知り合って人間関係を深めていくということで、大事なことに気づいたと

言うんですよね。それをぜひ継続してほしいなという思いを訴えられていました。ふるさと未来塾など、そういう長期的な講座などはあるんですけども、なかなかそれにずっと会員として参加していくということがなかなかかなわない人にとって、年間スケジュールのようなもので、こういうのがありますという単発的にそういうものを選んで参加していくということにつながるのではないかなと思いました。それから町のホームページの中で、例えばピアノ教室をやっておられる方、それからその中でマリンバを教えている方、そこに習っている子どもさんの声なども紹介されていて、町内にそういうような方がいるということをも私が見て、何かそのマリンバの演奏など、そういうミニコンサートみたいなものを何か開いてもらえると、その文化を共有していくということにつながっていくと思います。ですから、そういうことも、ぜひ新しい生活様式を取り入れた形の文化的な課題というものに取り組んでほしいなと思います。

それと、文化的なことと言うと、いろいろ時代とともにいろいろ変わっても行くんですけども、以前、切り絵や書道教室など水墨画など、そういうような講座も開催されていました。近年なかなか、コロナの以前からそういう講座というのを新しいものはなかなか開かれていなかったように思います。やっぱりそういうものに参加した方が新たに自分たちで教室というか、継続していくという小人数のそういうものをつくっていくことにつながると、それがやっぱり町民の文化度を上げていくということにつながると言うんですよね。ですから、そういうこともぜひ考えていただきたいのと、その考えがあるのかも伺いたいと思います。

また、先ほど町内にたくさんの方がいらっしゃるところで、今年の文化展、毎年やられていて、なかなかコロナで大変な中で開催されていたと思いますけれども、年々文化展に参加するサークルや出品数なども減少しているように思います。文化展の中で、やっぱりサークルの存続が困難になってきたということで、残念ながら会を解散したんだよねと、だから今度は個人で参加するしかないというような話も伺いました。少人数であっても何とか継続して行って、それを後継者というか、そういうものをつないでいくということも大事なことだと思います。今年、町の文化協会が50周年ということで、やはりそれを続けてきたということは本当に会員の皆さんの努力とそして協力の賜物であるということは本当に間違いないと思います。その文化協会も、やっぱりずっとつないでいきたいけれども、なかなか会員が集まらないという声も聞かれます。それでも近年、小学生がそういうものに参加したりなどということでもちょっとずつ盛り上がっているということもお聞きしますので、そういうことをぜひ後押ししていくという意味で、町の果たす役割はすごく大きいと思いますので、その辺をちょっと伺いたいと思います。

小笠原教育長（再答弁）

熊木議員の再質問にお答えいたします。やはり熊木議員が言われるように、この状況の中で、それぞれ皆さん行動に制限が設けられて、活動がしにくい状況でございます。それで、人と人とのコミュニケーションというお話が出ましたけれども、やはり私もですね、教育委員会の講座なり、各団体の会合に出させていただいても、これをやりたいんだよねと、皆で集まって一緒にお話をしたいんだよねとか、運動したいんだよねなどとよく聞いております。本当に大事なことだと思います。そういったことから教育委員会としましては、これからの町民の活動できる場として、先に申しあげましたように、ぽろろを中心として、あるいは社会体育、社会教育施設を活用しながら進めていくわけですが、それぞれその場所で活動されている方などにもアンケート調査を実施して、今、皆さんは何をしたいかということを広く声を拾って、その中でできるものを取り組んでいきたいと。例えば、先ほどは登山などと申しあげましたが、そういったいろんな活動をしていく中で、これを私たちが継続的にやっていきませんかという、それが一つのサークル活動にもまたつながっていくのかなというふうに思っております。そういったことから、町民の声を広く吸い上げながら、今後も活動したいと思っております。

それから、文化サークルといいますか、町内で個人的にいろんな活動をされている、あるいは技術を持っている方がおられます。先ほど例に出されましたようにピアノなど、いろんな楽器ができる方、あるいは民謡を教える方、いろいろいるわけです。そういった方々には、やはり教育委員会としましても、活動できる場を広く提供していきたいと思っております。ですから、そういった例えばですけれども、音楽的なものであればそれに関係する個人、団体に発表の場をつくっていききたいなと。そういったものを広く町民の方々に見ていただきたいと。出演される方についても引き続き良く思ってやっていただけるようにしていきたいと思っております。また、文化協会は50周年を迎えるにあたって、この長い間感謝を申し上げるところでございますけれども、この文化協会の中でもやはりいろいろな活動が少なくなってきたのかなと、私も作品展を見て感じました。ただ、このコロナが収束してくれば、またやってみたい、活動したいという方も出てくると思います。そのようなことの期待を持っているわけですが、中でも、例えば子どもたちへのこれからの文化の伝承ということを考えますと、学校では、俵積み唄や南幌太鼓、南幌音頭などといったものを学校行事の中でそれぞれ団体のほうにお願いして発表していただき、子どもたちもそれを覚えていただくということも行っております。そういったことで、文化の灯を消さない活動をこれからもしてまいりたいと

いうように考えております。

熊木議員（再々質問）

御答弁ありがとうございました。再々質問させていただきます。今、教育長が言われたように、活動の発表の場というのは本当に見る人も、自分たちが発表の場にいる人も、やはりそこでいろんな鍛錬をしながら発表していく。それがやっぱりすごい感動を呼ぶものだと思います。すごく大事なことだなと改めて思います。先ほど、子どもたちへの文化の伝承ということで今、取り組まれているということで、南幌町の優れたもの、俵積み唄や南幌太鼓などそういうものが、やっぱり今改めて日本の文化、そして南幌の文化ということで、それを継承していくということは本当に大事ななと思います。それで、いろいろ町内の多様な技術を持っている方やそういう方のお話など、いろいろ役に立てて町民を元気にしてほしいという願いの中に、昨年、同僚議員の御案内で、南幌高校の校長先生のSDGsの講演というか、高校生向けのお話を聞きました。その時に目からうろこというか、本当に若者言葉で高校生に話をして、すごくわかりやすい内容の話だったんですね。それを聞く機会を得て、こういうものをぜひ町民に、100人などたくさん集めなくても、とにかくこういうことに興味ありませんかというような講演をしていただくなど、そういうのはすごく良いことだなと思いました。以前、南幌町の出身のノーベル賞にという方が、田んぼで電池の何かそういうお話も聞いたことがあったんですけども、やっぱり普段の生活の中で、全く知り得ないことや接点のないことで知識などそういうものを身につけるということはすごく大事なことだなと思って、それを町民の宝というか、そういうものにしていくのがいいのではないかなと、その講演を聞いたときに思ったんですね。ですから、そういうものを、先ほどアンケートも取られるとおっしゃっていましたが、やっぱり町民からもこういう町内で活動している、こういう人の演奏を聞きたいなど、そういうものを出していただいて、それを今すぐはできないかもしれないけれども、長期的なスパンで考えて計画を組んでいくということを取り入れていったらいいのではないかと本当に思います。

それから、ぽろろがリニューアルして、郷土資料館の中もいろいろ展示も変えたりしています。やっぱりその郷土資料館の中で、南幌郷土誌の会員の方々がやはり日々努力されて研鑽していると思うんですね。小学校などは学校の授業などの中で郷土資料館に行って学習するということをやられていると思うんですけども、なかなか町民も、1回行ったらなかなか行かなくなるというのがあると思うんですね。それから新しく南幌町に引っ越してこられた方もやはり南幌の歴史を知るという意味で、何か郷土資料館をめぐるツアーというか、そういうのをやりながら町

内の史跡をめぐるなど、そのようなことも新しい取り組みとして取り入れたらすごくいいのではないかなと感じました。それから、ぼろろの図書も少しずつ充実してきていて、昨年も好評だったお年玉というか新年の企画で、いろんなジャンルのものを選んで借りるといふ福袋みたいなものを用意されて、やはりそれも今回もすごく好評だったと思うんですよね。そういう中で、今、子どもの図書館の利用や大人の利用などもすごく多くなっていると思うんですけれども、今、高齢者ばかりではないですが、音読、声に出して読むとか、集団でと、そういうのもすごく今は人気というか、それが脳の活性化などにもつながるといふことで紹介されています。だから、その文化といふか文学、何かそういうものを知る機会になるといふことで、いろいろ提案してあれなんですけれども、そういうこともアンケートに寄せられてくれるとすごくいいなと思うんですが、そういうことも計画の中で組み入れていってはどうかと思ひます。あと、町が開催する講演会など、とにかくコロナによってなかなか収束しなくて、いろんなことが計画できなくなっていることでは本当に残念に思ひますし、その中で取り組んでおられる教育委員会などいろんな団体が本当大変苦勞しながら、コロナ収束後にはといふことで、希望を持てるような計画をそれぞれの団体も組んでいると思ひます。ですから、そういう中でいろんなものを組入れながら、ぜひ町民に啓蒙して、参加を呼びかけるといふことを引き続きやってほしいと思ひます。先ほどの答弁の中でもありましたけれども、意気込みといふかそういうのがもしあれば伺いたいと思ひます。

小笠原教育長（再々答弁）

熊木議員の再々質問にお答えいたします。まず南幌高校の関係、最初に質問がござひます。昨年、「南幌学」といふことで、改善センターのほうで高校生が町民に向けての発表の場がござひました。なかなかコロナ禍の中で参加人数も少なかったかなといふ気はしておひます。改めて南幌高校のほうに、町民に対して学校での活動を発表できる場をできないかどうか、今一度、学校長と協議させていただきたいと思ひます。

それから、郷土資料の展示関係につきましては、やはり今、この展示施設、なかなかその更新が難しい状況でござひますけれども、昔の南幌町のビデオなどをホールのほうで今時期を変えながらいろんなビデオ上映をしておひます。そういったことで、昔の南幌町はこういう町だったんだよといふことを町民がわかるような形に啓蒙を今はしておひまして、少しでも町民の方に、まずは足を運んでいただくことが大事なのかなと。その中で、郷土資料室をこういうふうにしてはいかがですかといふ意見があれば、これもまた教育委員会の中で検討をしたいと考えてござひます。

最後に私の思いといたしますか、今後の考え方をお聞きになりました。コロナ禍で、これまで2年間、本当に各事業や教室、あるいは大会の中止や縮小など社会教育活動が本当に大きく制限されてきて、学習機会が少なくなっております。このような状況ではありますけれども、これからの生涯学習につきましては、さらに、先ほど申し上げましたICTを活用しながら、今まで以上に多様な、より多くの町民によります対面、あるいは非対面も集い、また学び、そして、孤立することなく社会につながり続けていくことが求められていると思います。コロナの収束が見通せない、閉塞感が漂っている状況だからこそ、町民の要望にこたえる、新しい集い、学び、あるいはつながりを求めて、生きがいの持てる人生100年時代、これに向けた生涯学習活動をしてまいりたいと考えてございます。

② 「気候変動に対する町の対策は」

熊木議員

それでは2問目に移ります。気候変動に対する町の対策は。町長に伺います。

地球の温暖化は極めて深刻な状況で、本町でも毎年豪雨や暴風、猛暑、今年の大
雪被害など異常気象による災害が発生しています。国は公共施設の脱炭素化の取
組み等の推進として、令和3年10月に改訂された地球温暖化対策実行計画におい
て、地方公共団体は政府実行計画に基づき率先的な取り組みを実施することとし、
脱炭素化の取り組みを計画的に実施できるよう「公共施設等適正管理推進事業費」
の対象事業に新たに「脱炭素化事業」を追加しています。令和4年度から令和7年
度の事業期間で地方財政措置を講じるとし、財政措置は地方債として充当率90%、
財政力に応じて当該負担の30%～50%について交付税措置されるようになっていま
す。

国連の気候変動に関する会議では、2030年までにCO₂の削減を45%削減
し、平均気温の上昇を1.5℃まで抑えることを世界に呼びかけました。その達成
のためにはエネルギー消費量の削減と、二酸化炭素を排出させない再生可能エネ
ルギーの普及が要となると報告されています。

本町では、公共施設の温暖化対策として、あいくるや役場庁舎の改修に伴い実施
されていると思いますが、地球温暖化対策実行計画の内容について、次の4点伺い
ます。

- 1つ、計画の進捗状況は。
- 2つ、本町として2030年までの削減目標は何%か。
- 3つ、公共施設、街路灯のLED化の実現状況は。
- 4つ、全町民をあげての気候変動に対する啓発活動などの取り組みは。

大崎町長

気候変動に対する町の対策は、の御質問にお答えします。本町では、地球温暖化
対策の推進に関する法律の規定に基づき、平成19年1月に事務及び事業の実施に
関する「南幌町地球温暖化対策実行計画」を策定し、現在は、令和3年度から令和
7年度までの5年間を計画期間とする、第4次計画の取組を進めています。1点目
及び2点目の御質問については、本計画における、二酸化炭素の削減に向けた省エ
ネルギーや省資源の取組の実践のほか、保健福祉総合センターへの太陽光発電シ
ステムの設置、役場庁舎への地中熱ヒートポンプシステムの導入、公用車のハイブリ
ッド自動車への更新など、公共施設の省エネルギー化を図っています。現計画では、

削減目標を令和7年度までに、基準年度の平成17年度に対して、22%としています。現在、国では地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの作成を進めていることから、本町においても、国・道の実行計画に即した、計画期間・削減目標などを定めるため、第4次計画の改訂を行ってまいります。

3点目の御質問については、公共施設は、役場庁舎、生涯学習センター、ふるさと物産館、小学校体育館、中学校、改善センター多目的ホール、保健福祉総合センターのLED化を行っています。街路灯については、本年度、現状把握と交換の方向性を調査する、道路附属物ストック点検業務を実施し、令和5年度に町道に設置している街路灯のLED化工事を予定しています。

4点目の御質問については、毎年度、本計画の取組の進捗状況を公表しているほか、地球温暖化対策に向けた取組として、家庭における低公害車や省エネ家電の購入、太陽光発電による再生可能エネルギーの導入などが期待されており、無理なくできる省エネ行動の実践に向けて、啓発を行ってまいります。

熊木議員（再質問）

再質問させていただきます。計画については実施しているということで、第4次計画の取り組みを進めているということでした。第4次計画は、いつまでに策定ということでもう期限を切っているのか、それ1点伺います。

また、役場庁舎等の庁舎改修に伴って地中熱ポンプなど、そういうのを入れましたけれども、あいくるや公共施設の中でエネルギーの削減というか、そういうのを導入することによってどれぐらい数字的に効果があったのか、それがもしわかれば、それもお答えいただきたいと思います。

これに関連してというか、本当に猛暑、それから今年の夏もすごく暑くて、本当に温暖化によっていろいろ気候も変わってきています。今年でいうと2月20日、大雪とホワイトアウトになって大変な状況が生まれていました。その中でも、すごく今年は変化しているなと思うのは、町民にスマホなどを使って、いろいろ案内をいただいている、交通のことで運行などが示されて、やっぱりそれによって札幌に通勤などという方も本当に助かっていると思います。2月20日のことと言いますと、夜に通行止めになったという状況が生まれました、本当に札幌から戻ってくる方が、町内に入ってから本当に一歩も動けないような状態になって、例えばセブンイレブンの駐車場で朝まで過ごすなどということも生まれたようです。その時にすごく思ったのは、それは今年だけの問題ではなくて、今後やっぱりこの異常気象の中で毎年のように続いていくのではないかなと感じました。それで集中豪雨やそういう中、そういう時に、例えば役場やあいくる、公共施設のところに臨時避難場所

みたいなものをやっぱり緊急に設ける必要があったのではないかなと思います。今回の2月20日の大雪のときに、そういうような場所が設けられれば、例えば町内の自宅に一度車を置いて帰って、除雪をしてまた戻ってきてということもできるのではないかなと思います。また電源の補給など何かそういうことにも、いろいろな災害が起きたときに、いろんな計画も組んでいらっしゃるし、庁舎の中でも職員によるそういう訓練などもされていると思いますけれども、改めてそういうこと、今後避難場所を設けるなどということをやられるべきと思うんですけども、それについてはどのようにお考えか伺います。あと除雪のことについて、本当に南幌町内は除雪が行き届いていて、江別や北広島から帰ってこられた方が南幌町に入っただけでほっとするという声を本当にたくさん、いろんな方から聞かれます。それはやっぱり町の誇りというか、誇りに思えることだと思うので、さらにそれに追加する形でぜひ検討すべきだと思います。

それから、私は4番目に、全町民をあげて気候変動に対する啓発活動などの取り組みはと質問しました。町長の御答弁の中で、太陽光や低公害車の省エネ家電の導入などで、無理なく省エネ行動の実践に向けて啓発するように行います、と先ほど答弁いただきました。私は官民あげてというか、役場庁舎など公共のところでもやれることと、また一人ひとりがどういう形でこれに取り組んでいくのかということをもっと積極的に啓発する必要があると思います。いろいろ講演会や、身近な、例えば小学生はごみのことで、ごみの分別というか、そういうものも3町の公衆衛生組合の中でずっと取り組まれていて、それも学校の授業の中で、何年生だったか4年生だったかな、いろいろそれを学習するという機会もあったように思うんですけども、そういうところからも町民がそれこそ無理なくできるような活動ということをもう少し町のほうで提起して広げていくということが大事ではないかなと思うので、その辺の考えをちょっともう少し伺いたいと思います。

大崎町長

熊木議員より4点ほど御質問があったと思います。まず2点目の削減額につきまして、先に担当課長からお答えしまして、後ほど私のほうから御答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

住民課長

ただいまの御質問の2点目の庁舎改修及びあいくるのLED化の改修工事に伴います削減効果の見込みでございますけれども、役場庁舎につきましては令和3年1月に改修工事を完成しております、CO2の削減量といたしましては58%を見

込んでいるところでございます。また、本年度あいくるで実施しております照明のLED化工事の電気料の削減見込みでございますけれども、こちらは施工事業者の試算ではありますけれども、71.2%の電気量の削減を見込んでいるところでございます。以上です。

大崎町長（再答弁）

それでは熊木議員の再質問にお答えさせていただきます。まずは、計画の改訂でございますけれども、今第4次の取り組みを行ってございますけれども、これから国の市町村の計画策定マニュアルが作成されてきます。それを踏まえまして、令和4年度中に改訂を行いたいという考えでございます。

また、3点目の災害時の関係でございますけれども、2月、大変な大雪でございました。皆さんも大変な影響、御心配もあったかと思えます。この大雪につきましては、2月21日、2月22日、2月23日の3日間ということで私はとらえてございますけれども、災害級の大雪でございまして、国道の除雪も止まりました。道道も同じでございます。町道のほうについてもほとんど入っていけないと、国道と道道が開かないものですから入っていけないというような状況でございまして、そのような時になかなか避難場の体制は取れないのではないかなということ、そのような長期化する場合ということになれば、またそのようなことは事情にあわせて、そういう避難場の体制については設置していかなくてはならないかと思えますけれども、今回につきましてはそういうような状況でございました。

また、町民の取り組みでございますけれども、今後国の実行計画、また北海道のゼロカーボン、北海道の取り組みが加速されてこようかと思えます。その啓発にあわせまして、町民皆さまの気候変動に対する理解が深まるような啓発に努めてまいりたいと。特に、道、今現在町独自の取組は予定してございませんけれども、今後それらの動きにあわせつつ、先進事例などを踏まえ、検討してまいりたいと考えてございます。

熊木議員（再々質問）

再々質問を行います。ただいま町長答弁いただきました。課長のほうからも答弁いただきまして、庁舎改修によってCO2の削減なども数値を出していただきました。やっぱり改修したことによって、ちょっとずつ目標に近づいていくということでは、やはり今後も引き続き続けていただきたいと思えます。

3点目に質問した大雪の避難場所ということについて、全てが止まっている中で難しいのではないかと、そういうような御答弁だったと思うんですけれども、やは

り見通しというか、JRなども前もって計画で止めるなどということがありましたけれども、やはりそういう状況を踏まえながら、やっぱり1カ所でも避難場所を確保するという事は、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。やっぱり町民の安全、ホワイトアウトの時にどうしようもなくして運転して事故になったりということがすぐありますし、20日の夜はいろんな、ローソンの場所も止まっていたり、車が落ちていたりということが何カ所も見られたようです。そういうところに、やっぱり危険を伴うことなので、何とかその場所を確保するという事を引き続き検討していただきたいと思います。

それから、町民に啓蒙するということでは、いろんな学習会など、そういうものが民間でも取り組まれています。新聞などにも、気候変動を重視している若者世代のいろんな活動も紹介されています。ですから、楽しく何か学んで気候変動を考えていくというような、そういう講演などを計画するということが大事ではないかなと思います。また後期基本計画の中に、環境を意識した循環型社会の形成で、農業残渣の活用など、地域循環システム構築を検討するというふうにありますけれども、これはどれぐらいの期間の計画で、その農業残渣もいろいろあると思うんですけども、その辺のところもちょっと具体的にお答えいただきたいと思います。そのことも含めて、やっぱり今後の計画の中に地球変動に対する町の姿勢というのが示されていくと思うので、その辺の町長の考えというものを伺いたいと思います。

大崎町長（再々答弁）

1点目の避難場の開設につきましては、果たして避難場を開設できるような状況であったのかどうなのか、まずそのことと、果たして避難所を開設することによって、安全確保が相対的に見て高まるのかどうなのか、その辺のことをしっかり考えなければならないのかなというように考えてございます。

2点目の講演会など町民の啓発運動でございますけれども、これにつきましては先ほど申し上げたように、先進事例などを含めまして、第4次計画も改訂されますので、それにあわせて検討してまいりたいと考えてございます。農業残渣につきましては、現在、うちの町では稲わらペレットというような形で進めてまいりましたが、現在南幌温泉のボイラーについては休止をしております。維持管理、熱効率、費用対効果、または民間企業における技術開発などの問題がございまして、現在は稼働は休止をしておりますけれども、しかし実用化に向けた調査研究につきましては、引き続き北海道大学のほうにお願いをしている状況でございまして、今後その進捗などを見極めてまいりたいと考えてございます。

① 「都市計画マスタープランから見たまちづくりの考えは」

佐藤議員

まず、町長に1点目は質問させていただきます。都市計画マスタープランから見たまちづくりの考えは。南幌町都市計画マスタープランは、土地利用や都市施設などの整備方針を示すものとして令和4年度から令和23年度までの計画期間としています。

これまで、みどり野団地は充実した都市施設と、良質な住環境として整備されてきましたが、団地の開発後、半世紀近く経過し、人口減少や少子高齢化が進み将来的には超高齢化、生産人口の減少が想定されています。しかし、近年、道央圏連絡道路の開通や誘客交流拠点施設、北広島ボールパーク施設が開業予定となり、今後は新たな産業や人口の転入増加を見据えたまちづくりへの対応が求められています。

本町では15歳から64歳までの生産人口の割合は2000年の63%から2045年には31%に減少するといわれています。特に町内での就業者のうち町外からの通勤者は1,066人おり、原因の一つに本町は周辺市町に比べ、民営借家が少ないため町内で働く多くの若者が町外から通勤していることが原因と考えられます。私は、平成26年第3回定例会において、若者賃貸住宅助成制度についての質問をし、「今後想定される戸建住宅の賃貸住宅化など、同じ賃貸住宅への支援事業であり、本町の住宅特性に合った支援策を次期総合計画策定時の公営住宅の建設計画とあわせて検討を考えていく」と答弁をいただきました。

今回の都市計画マスタープランでは、未造成地を活用した企業立地に向け見直しを行い、これからのまちづくりに向けて検討を進めるとあります。新たな雇用の確保と民間賃貸住宅のための未造成地活用に向けた取り組みを検討していますが、本町で働く若い方達が職住近接を希望し、安心して定住していただくためには、より踏み込んだ支援も必要と考えますが、町の考えを伺います。

1、町内で就業している若者世代に向けた、本町への定住に向けた意識調査はどのように行われたのか。

2点目、賃貸住宅への支援策について、これまでの検討経緯と今後の支援策の考えは。

大崎町長

都市計画マスタープランから見たまちづくりの考え方は、の御質問にお答えします。今回の都市計画マスタープランの改訂は、道住宅供給公社及び町の未利用地について、新たな住宅団地造成などが見込めないことから、道央圏連絡道路の開通や

北海道ボールパークの開業などを見据え、働く場所と住む場所を提供する職住近接エリアとして、用途地域の変更を行うものです。1点目の御質問については、町内で就業している方への定住に向けた意識調査は行っていません。

2点目の御質問については、第6期総合計画に合わせて策定した、南幌町住生活基本計画において、子育て・若年世帯で民間住宅に入居する世帯に対し、家賃補助を行うことを検討しましたが、平成28年度から、子育て世代住宅建築費助成事業を進め、現在まで140件の申請があり、これらの状況から、昨今の戸建住宅建設の動向が強まっていることや、町営住宅及び民間賃貸住宅の空き室が56戸と増加傾向にあること、町営住宅の浴室改修、新たに、中古住宅購入助成事業、空き家等解体事業を実施し、住宅環境の整備に取り組むため、賃貸住宅への支援は考えていません。また、都市計画マスタープランにおける、道住宅供給公社及び町の未利用地を活用した職住近接エリアについては、今後、準工業用地と第1種専用住居用地として造成するため、道住宅供給公社と協議を進めてまいります。

佐藤議員（再質問）

再質問させていただきます。ただいまの御答弁で、町内での就業者への調査はしていないというお答えでございました。それで、今回の都市計画マスタープランの見直しでは、賃貸住宅に関して町の現状をおさえて、このようにありました。これはあくまでも令和2年の国勢調査を踏まえての町の考え方だと思うんですけども、本町では民営借家の割合が周辺市町の中で最も小さい。若い世代の就労層に必要な民間賃貸住宅が少ないことが、本町での周辺からの通勤者が多い要因としている。また、定住促進のためには、戸建て住宅のほかにも賃貸住宅や高齢者用の集合住宅など誘導する必要があるとありました。私も、確かにこのとおりだと思います。しかし、このようなことを前提に、本当に本町で働く若い方たちが本当に南幌に住みたいと思うには本当に何が必要なのか、何を町に求めているのか、そしてどんなふうに住みたいのかということを知らなければ、移住につながらないと思うんですね。そういうことで町として、より踏み込んだ意識調査の考えを伺います。

それと、このたび民間賃貸住宅などを建てるための用地を御検討されております。私も、若い世代の転入を図るための施策として大変期待しているところでございます。ただ、用地がありますよ。業者の皆さん賃貸住宅を建ててくださいというだけでは、なかなか難しいのではないかと思います。これから発展するチャンスのある町でありますし、この時期でもございます。そういうことを考えると、やはり転入するきっかけづくりが必要ではないかなと思っております。それで先ほどの御答弁にもありましたけれども、家賃の助成制度、これは以前にも私、一般質問をさせて

いただいたんですけれども、検討いただいたということで、大変うれしく思っております。でも、しかし、その新しい政策、今回新しい政策として中古住宅購入助成事業、空き家解体事業ですか、それをするというので、今回は賃貸住宅はできないという、そういうお話でしたけれども、町としても賃貸住宅が必要だと御理解いただいているのではないかなと思っています。それで、今後賃貸への支援策は、町長としてどのように考えておられるのか。

それともう1点御提案したいのが、引っ越し費用の助成です。家賃の助成は毎月かかるものですが、引っ越し費用の助成は引っ越してこられた時に引っ越し費用の負担分を助成するというので、そういう方法で、賃貸で住みたい人への支援策ということもあるのではないかなというふうに考えております。今回のマスタープランにも、若い人たちが入る賃貸住宅が少ないといわれているわけです。家を建てるまでは行かないけれども、職場の近くで住みたい。特に今年は大雪でした。そういうところで、会社の近くに住みたいなと思われた方もいたのではないかと思います。そういう部分で、町長の考えを伺います。

大崎町長（再答弁）

佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。若い世代の意識調査、特に町外から通ってこられる就業者の方への意識調査につきましては、現状ではしてございませんが、これから用途変更にあわせて工業地域または住居用地の調整の段階に入っていく段階において、それらの調査を実施してまいりたいなというふうに考えてございます。

2点目、3点目の賃貸住宅の支援、あとは引っ越し等の助成でございますけれども、現在、町内の公営住宅、または民間アパートの空き室の状況でございますけれども、現状では、子育て支援住宅で1戸、公営住宅で7戸、民間アパートで48戸、全56戸でございます。昨年に比べて空室は増えている状況でございます。ほかにも現在、道営住宅で2戸が空室となっているような状況でございます。それで近年の住環境整備事業といいますか、町の取り組みでございますけれども、移住定住を含めたものでございますけれども、まずは栄町の公営住宅の大規模改修、これは平成28年から令和2年の5年間において全6棟、72戸で実施してまいりました。また、答弁させていただきましたとおり、子育て世代住宅建築助成事業でございますけれども、これにつきましては平成28年から最大200万円の助成で、延べ140件の申請に至っているところでございます。また、住宅リフォーム助成事業につきましては平成27年から実施をしまして最大30万円の助成、現在まで全257戸で実施をしているところでございます。また栄町の公営住宅の浴槽のユニット化とい

うことで、これにつきましては令和2年度より実施をしまして、本年度は4戸を予定してございます。含めまして、全12戸のユニット化が図られる予定でございます。また、今年度から新たな新規事業としましては、移住体験住宅の整備、これにつきましては2棟分の実施設計、建築工事を予定してございます。さらに中古住宅の購入助成、これにつきましても本年度から1件あたり最大25万円を予定してございます。また、空き家等の解体住宅の助成、これも本年度から1件あたり15万円を予定してございます。それに次期計画としましては、夕張太地区の公営住宅の大規模改修、これにつきましては、令和6年、7年で2棟、全24戸を予定してございます。以上、住環境については、このような近年の状況でございます。

賃貸住宅の支援につきましては、現状においては、みどり野団地の販売促進、これに努めたいと。その促進事業としまして、移住体験住宅及び中古住宅の助成を進めてまいりたいと考えております。現在住まわれている方の住環境整備としましては、住宅リフォーム整備、または公営住宅の住環境の整備というような形で予定してございます。民間賃貸住宅の支援につきましては、方策の一つであることは認識してございますけれども、これらを全て行うことはなかなか財政的に厳しい状況でございます。また本年度から保育士等の就労事業ということで保育士を確保するための事業でございますけれども、町内に居住される方は2万円、町外に居住される方は1万円ということで、住居手当等を想定した助成を予定しているところでございます。いずれにいたしましても、未造成地の活用についてはまだ具体的な協議が残されてございます。それらが円滑に進むように努めてまいりたいと考えてございます。

佐藤議員（再々質問）

再々質問させていただきます。最初の調査ですけれども、調査していただけるということで大変うれしく思っております。町内就業者ですけれども、南幌町で働いている方のうち、ほかの町外から通勤者の割合ですが、国勢調査の中では1,066人と出ておりました。その中で特に札幌市が300人、江別市が334人、北広島市が100人、岩見沢市が164人と、本当に近隣市町村、すぐ近くの近隣市町村からやはりたくさん来られているわけです。ぜひその調査の中で、どうしたらこの町にその方たちが来ていただけるかということを実際に考えていただいて、調査していただきたいなと思います。

それで、先ほど町長もお話しがありました、賃貸また公営住宅もあわせて賃貸住宅の施策を一生懸命考えてやっていただいているということは承知いたしました。その中で、今回のこの都市計画マスタープランの見直しの中で、現在住んでいる8

5. 8%の持ち家の多くの方々が高齢者になって、2040年には高齢者人口がおよそ63%になるという、そういう予想が出ています、本当に63%になるという事で。今、単身の若い方たちが、本当にこの町に魅力をもって住みたいという、そういう方たちが、本当に今の若い人たちが、お店があつてにぎやかで便利なところだけがいいという、そういう若者たちだけではないという話であります。郊外であっても、本当に自分の生活スタイルにあつて、魅力ある町を求めている方たちも多いと調査にはありました。以前の私の一般質問で、今後一般賃貸住宅とあわせて公営住宅も計画とあわせて検討していくという御答弁をいただいて、今、町長のお話を聞きまして、公営住宅もあわせていろいろ考えていただけるのだなということもありましたけれども、たくさんあつても、入っていただかなければ定住にはつながらない、移住にはつながらないと思いますので、やはり何が南幌の魅力なのかということアピールしながら、ぜひ進めていただきたいなと思います。それで、今、先ほど町長の話もありましたけれども、その空き家になっている公住、何年も空室になっている公住もあります。そういうところに若い単身者が入ってこられるように、いろんな条例などもあると思うんですけれども、今若い人単身者でも空いているところに入ってこられるような仕組みづくりをつくっていただいたり、それと、以前から子育て対象の公営住宅の建設予定地として確保してある中学校グラウンドの横の用地があると思うんですけれども、そのところも今後の展望などをお伺いしたいと思います。

大崎町長（再々答弁）

佐藤議員の再々質問にお答えいたします。意識調査につきましては、そのような形で実のある意識調査に努めてまいりたいと考えております。

公営住宅の単身者世帯の入居につきましては、公営住宅のほうがございますので、そちらにちょっと抵触するのかなと考えてございますが、いずれにしても若い世代が入っていただけるように、また空室が解消されますように、今、浴槽のユニット化を含めた環境整備を順次行ってございますので、それにつきましては、また継続していく予定でございますので、そういうことで御理解をいただきたいと思ひます。

また、先ほど申し上げました、夕張太地区の大規模改修も進めてまいる予定でございますので、こちらのほうにつきましては郊外です、郊外といいますか、そういう言い方が果たして適当かどうかわかりませんが、郊外への賃貸住宅についてはなかなか民間誘導するとしても難しいかと思ひます。そんなこともあわせまして、民間賃貸住宅の建設が進みますように、町の賑わい、そして市街地の活性化に努めていきたいというように考えてございます。

あと、中学校横の公営住宅用地でございますけれども、現状、話が進展していないのが実情でございます。公営住宅の新たな整備につきましても、そのような方向で行きますように、まちづくり、賑わい、活性化を含めて、そのようなことに進んでいきますようにまちづくりに努めてまいりたいと考えてございますので、御理解いただけますようお願い申し上げます。

② 「ヤングケアラーについて今後の取り組みは」

佐藤議員

それでは次に進みたいと思います。教育長にお伺いいたします。ヤングケアラーについて今後の取り組みは。近年の社会が抱える重要課題の一つとしてヤングケアラーがあります。ヤングケアラーとは介護、うつ病や精神疾患などを持つ家族の世話、サポートなどを行っている18歳未満の子どもたちのことをいいます。これは、家族の手伝いの域を超えた過度な負担が学業や本人の健康、友人関係、将来の進路にも影響を及ぼすとも指摘されており、2020年度に国が初めて実施した実態調査では、中学生の17人に1人、高校生の24人に1人がヤングケアラーとして暮らしの身近にいることが明らかになりました。周囲の目には思いやりのある子として映り、深刻な実態に気が付かず、孤立を深めるケースがあるといわれています。また、悩んでいても家庭内での問題を友人や外部の関係者に相談することができず、表面化しにくいともいわれています。ヤングケアラーの特徴の一つには、周囲の無理解や思春期の恥ずかしさなどから、外部に自分のことを伝えることができず、孤立しがちになることです。本町では誰もが笑顔で暮らせるまちづくりを掲げています。そのためには、ヤングケアラーの早期発見に努め、子どもたちに正しい認識を持っていただくことが大事であり、学校の役割は大変重要と考えますが、教育長に2点伺います。

- 1、これまでにヤングケアラーの実態調査はされているのか。
- 2、ヤングケアラーについての考えと今後の取り組みは。

小笠原教育長

ヤングケアラーについて今後の取り組みは、の御質問にお答えします。1点目の御質問については、本町の小中学校において、町独自で、ヤングケアラーに関しての実態調査は実施していませんが、令和3年8月に北海道及び北海道教育委員会が公立中学校第2学年及び公立高等学校第2学年を対象に実施した「中高生の生活実態に関するアンケート調査」において、公立中学校第2学年でヤングケアラーという言葉の認知度が9.6%、ヤングケアラーの割合が3.9%などの結果が報告されています。

2点目の御質問については、学校においては、家事や家族の世話などを日常的に行っているために登校できない、友達と遊ぶ時間がないなどの悩みについて相談を受けるなどの事例はありませんが、子ども自身がそのような状況に気付いていなかったり、不安や不満を抱えていても言い出せない状況もあるのではないかと思います。

ます。このことから、学校において早期把握や適切な支援が行える環境をつくるため、国や北海道の今後の動向を注視し、ヤングケアラーの正しい理解が進むよう指導に取り組んでまいります。

佐藤議員（再質問）

ただいまも御答弁いただきましたけれども、北海道においても令和3年9月にヤングケアラーについて、道内の公立の中高校生5万人を対象にして調査を行ったということで、その中で特に私が気になったことが、中高生の8割以上がヤングケアラーということについて聞いたことがないという回答がありました。そのヤングケアラーという言葉を知ったきっかけは6割がテレビや新聞、最初にテレビや新聞ということでした。特に最初に小学生の子どもが、ケアラーを一番最初にしたのはいつですかという項目に、7割が小学生からヤングケアラーとして経験しているというお話でした。そういうことを考えると、やはり早期に発見して適切な支援につなげるためにも、その子ども自身はもちろんですけれども、周囲の大人も含めてヤングケアラーの啓発活動がとても重要になってくると思います。そういう部分で、本町としてはどのような形で啓発活動をされようと考えておられるのか聞きたいと思います。それで、先ほど申しましたように、今回の北海道の調査では小学校の調査は対象になっていませんでした。小学校からの調査は、私は必要だと感じています。小学生でも病気の家族の面倒を見たり、周りの大人から、いい子だね、親孝行だねというふうに褒められると、それが当たり前なんだと自分に聞かせてしまって、自分の置かれている状態や環境に我慢してしまっていると、そのようにも言われております。本当に低学年からの認識が必要ではないかというふうに考えておりますが、そのところもお聞きいたします。

それで、授業としては、小学生、中学生は学校教育の中で調査できるんですけれども、18歳までの方、町内に南幌高校がありますけれども在住している生徒は少ないというわけでありまして、18歳までの調査をどのようにお考えになっているかということをお聞きしたいと思います。

それと今後の取り組みですけれども、ヤングケアラーがなかなか見えない部分として、だけれどもすごく大事なんだという、そういう状況の中で、どちらかというところ、今までこれまでヤングケアラーの対応の窓口がはっきりしていないという状況だったようです。それぞれの部署、教育部署、保健福祉部署、いろんな部署が自分たちの管轄に本当に当てはまっているのだろうかかわからないと。そのまま必要な支援を遅らせていたということがほかの自治体の調査でもわかってきました。私も今回調べるときに、このヤングケアラー、町の総合計画や保健福祉計画、教育計画な

どもにもヤングケアラーに該当する項目がなく、正直どこの部署に相談したらいいのかなというところでございましたけれども、やはり子どもに直接関わって教育視点で子どもの健康生活を守るというところ、そういう認識に立って今回教育長にお伺いをいたしました。この問題はさまざまな背景があって、不登校や引きこもり、またいじめにつながる、その可能性も考えられております。一人で悩んでいる子どもや、家族がどこに相談していいかわからないということがないように、それにはやはり学校現場の協力と教育委員会の積極的な関与が必要ではないかと私は感じております。まず、今後国や道からいろんな指導もあるとは思いますが、まず教育委員会が先頭に立って、地域包括や地域の行政機関とこれまで以上に連携を強化していただきたいと思っておりますが、この3点お伺いいたします。

小笠原教育長（再答弁）

佐藤議員の再質問にお答えします。このヤングケアラーの問題につきましては、国、厚生労働省、あるいは文部科学省でまだ始まったばかりだと私は認識しております。それで、まず北海道ですけれども、北海道では昨年度のアンケート結果を受け、鈴木知事が、令和3年第3回道議会定例会におきまして、「北海道としての取り組みを、ヤングケアラーに関する認知度を高め、基本理念や道の責務、関係機関の役割を内容としたケアラーを支援していくための条例を令和4年4月から施行したい」というふうに、まずは述べております。また、道教育委員会の倉本教育長は同じく、「ヤングケアラーの支援につきまして、ヤングケアラーだと思われる生徒に対する学校、関係機関が連携した支援が十分でないとの課題が明らかになり、北海道教育委員会として、関係部局との連携会議を活用して、学校と福祉、介護、医療等の関係機関が連携した支援体制を構築するよう取り組む」というふうに述べております。ということから、まだ北海道教育委員会から私どものほうに、ヤングケアラーについての具体的な通知等はまだ入ってきておりませんので、今後取り組む内容等につきましては、その通知を見ながらまずは判断をさせていただきたいと思っております。先ほど小学校の関係をお話しされておりますけれども、これも同じく、今月3日の第1回都議会定例会におきまして、倉本教育長は、中高生のみならず、知事部局と連携して、小学生を対象とした実態調査を行う考えを示しております。こういったことから、令和4年度につきましては、中高生のほかに小学生も対象になるというふうに認識をしております。

最後に御質問いただきました高校生の関係につきましては、義務教育ではございませんので、私のほうからどうするという答弁は差し控えさせていただきたいと思っておりますし、また、小中学校での対応につきましては、やはり教職員、これは全教職

員が子どもの日常行動をよく観察し、そして子どもの異変にすばやく気づきながら学校内での情報共有、あるいはスクールカウンセラーにつなげる、状況によっては、町の保健福祉部局とも連携を図るといった形で進めてまいりたいというように考えております。

佐藤議員（再々質問）

大変ありがとうございました。ぜひ、取り進めていただきたいと思います。最後に、先ほど18歳ということで、18歳の対応部分を町長にお聞きしたいですが、よろしいでしょうか。

保健福祉課長

18歳までの、いわゆる高校生の部分でございますが、国におきましても、厚生労働省と文部科学省の副大臣を共同議長といたします、ヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクト会議を開催しております。その中で、まだ報告の段階の文書でございますが、2022年度から2024年度までの3年間、この3年間をヤングケアラー認知度向上の集中取組期間といたしたいということで報告がまいてしております。ですから、広報媒体の作成、あと全国的なフォーラム、そういったものにおきまして社会全体の認知度を調査すると。そして、中高生の認知度の目標を5割に持っていきたいというふうな報告がでております。この3年間で、認知度は高まっていくのではないかなというふうには考えておりますが、保健部局といたしましては、なかなか高校生の調査というのは難しいものがございます。ただ、私どもの方では高齢者、障がい者、子どもに関するサービスの提供を行っておりますので、各職種にこれからそういったヤングケアラーの話題について研修を深めまして、そういう方が御家庭にいる場合については、私どものほうでサービスの内容等の検討をしてまいるといことで対応をしていきたいと考えております。以上です。

① 「公園施設の維持管理について」

西股議員

私のほうからは、町長に1問質問させていただきます。公園施設の維持管理について。公園長寿命化整備計画案が示され、令和3年から令和12年までの10年間で実施することを目標とし、整備は少子高齢化による公園の利用ニーズ変化への対応、増加する公園修繕費用の抑制を考慮し、幅広い世代に安全で安心して利用が可能な公園整備を行う方針となっています。

基本的な考えでは、公園の利用度・重要度を考慮し、中央公園を南幌町の核となる公園と位置づけし、優先度を高く設定しています。その他の公園については、遊具の有無などをグループ分けして整備、施設の劣化状況や活用事業などにより整備順が前後するとありました。

現在の公園に設置されている遊戯施設の85%は、補修等が必要な施設との調査結果を受け、遊戯施設の更新等を計画しているが、長寿命化させる柱となるのは遊戯施設の点検や日々のメンテナンスが必要ではと考えます。

今回の計画を見ると、更新していくことがメインで、長く利用するための方策は示されていません。

施設を維持していくため、長く利用できる施設を整備していくためには、どのように点検等に取り組んでいくのか、計画的に組み込む必要があるのではと考えるが町長の考えを伺います。

大崎町長

公園施設の維持管理についての御質問にお答えします。公園長寿命化整備計画は、早期に修繕などの対策が必要な施設の計画的な整備を目的に策定しています。

公園施設の整備は、令和4年度より順次進めてまいります。計画以外の施設については、指定管理者と連携を図り、長く利用していただける公園の維持管理に努めてまいります。

また、施設の点検等については、毎年、専門業者による法定点検や、指定管理者による定期的な点検・修繕などを継続して実施するとともに、計画的にメンテナンスが行われるよう、公園担当課による定期的なパトロールと、指定管理者選定幹事会による現地の確認調査の実施など、維持管理体制の強化を図ってまいります。

西股議員（再質問）

再質問させていただきます。先ほど述べたとおり、通告書のとおり85%が今ま

で放置されていたと、ほとんど見ているとやはり修理が必要だということなので、これを早急にやるといっても一気にできるようなものではありません。その中ではテープで貼って使えないような遊具をたくさん出すというのは非常にどうなのかなというふうに思います。今回の回答の中では力を入れてやっていくということなので、それを期待するわけですが、町長は令和4年度の町政執行方針の中で、子育て世代の移住につなげる事業に力を入れるとあります。公園の整備というのは、その中では移住につながる重要な事業ではないかなというふうに思いますので、十分力を入れてやっていただきたいと思います。

その中で何点かちょっと言わせていただきたいのですが。地域の活動を支援するまちづくり活動支援事業や協働による自立したまちづくりを推進する、町民のまちづくり活動や行政区・町内会活動の支援を活用できるか。こういうようなものを活用しながら公園の整備を、整備というか軽い有償ボランティアみたいな形で、こういうところに取り組んではどうなのかと。それともう一つ、高齢者が元気で暮らせる生きがいづくりという項目があるわけですが、地域共生社会の実現を目指すので、認知症高齢者に対しても優しい地域づくりを目指そうという考えが出ております。現在、5人に1人が認知症になると言われている現在でございますので、認知症になっても、人生をエンジョイして脳を活性化することは、薬以上の効果があるという実証研究結果が示されております。公園の清掃やそういうようなメンテナンスのところの一部をそういう方に有償のボランティアでもいいですので、取り組んでいただいた中で進めることで地域とのつながりを持てると。そうすると、認知症が改善され、日常生活が維持される実証というのも報告されております。そういうようないろんな形の、業者等にいろいろ頼るだけでなく、そういう町の人たちを活用しながらの事業の実現に向けた取り組みということをつなげてほしいなというふうに思っております。少しでも早く黄色いテープがなくなって、子どもたちが遊べる施設を数多くできるような形で進めていただきたいということで、これらの考えについても町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

大崎町長（再答弁）

議員御指摘のとおり、日々の管理メンテナンスが最も重要であると考えてございます。指定管理者によります点検修繕が基本でございますけれども、管理マニュアルなどを作成の上、しっかり履行されますよう、まずは担当課で定期的なパトロールを行ってまいりたいと考えてございます。加えて、町の指定管理者の選定幹事会において、適宜、現地の調査などを行いまして、その管理体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、認知症などの方の活用につきましては、なかなかハードルが高いのとあわせて対象者が限定的でございます。協働のまちづくりを進めるうえで、そのような活動が増えてくることは大変望ましいことであると考えておりますけれども、以前、まちづくり活動事業を活用して、ある町内会がゴミボックスの塗装をしたと、そういう活動もございました。そのような活動の幅が広がり、取り組んでいただけるような、そういうような機運づくり、啓発に努めてまいりたいというように考えてございます。いずれにしても、そのような町民のボランティア、有償であれ、無償であれ、行政側のほうからお願いすることは難しい面もございますけれども、それらの機運、取り組みが広がっていくように、日ごろの啓発、取り組みに努めていきたいというふうに考えてございます。

西股議員（再々質問）

再々質問させていただきます。認知症の方に直接的にやるという話ではなくて、これはグループホームなど、そういうところに、こういうことはできないだろうかという話をしてもいいのではないだろうか。例えば、そういうのはいろんな施設があるわけですから、そういうところにこういうことを取り組めないだろうかということを伝えていくというか啓蒙していくということは、やはりこの協働の、共生のまちですか、共生社会、そういうものを実現する上では必要なことというふうに思います。ですから、かなりハードルが高いわけなんですけど、実現に向けたところで、どのぐらいやり方というものを考えていただきたいなど。これ、難しいからといって何もしなかったら、また同じような、85%が使えない遊具になるという可能性だって占めるわけですから、それをやはり十分検討の中に加えていただきたいというふうに思います。答えはよろしいですので、これで質問を終わらせていただきます。